

職員団体との交渉の議事要旨

(開催日時)

令和7年7月25日(金) 10:02~10:51(49分間)

(開催場所)

釧路開発建設部 5階東会議室

(出席者)

当局側(釧路開発建設部)

畑山 朗(釧路開発建設部長)、西尾 克則(釧路開発建設部次長)、

大倉 靖(総務課長)

職員団体側(全北海道開発局労働組合釧路支部)

久保 賢次(執行委員長)、木原 利彦(書記長)、鈴木 宏作(執行委員)

(議題)

【2026年度勤務条件改善に関する要求】

- 1 超過勤務の縮減について
- 2 職員の健康安全管理について
- 3 ハラスメントが行われない職場環境の整備について
- 4 育児休業等を取得しやすい職場環境の整備について

(要求書に対する回答)

要求書のうち、交渉議題として取り決めた事項について回答(別紙のとおり)。

(要旨)

(職員団体) 今年度6月末時点での超過勤務の実態を聞きたい。

(当局) 今年度6月末時点の超過勤務時間は前年度同時期と比較して、一部の部門で増加しているものの、部全体では減少している。

(職員団体) 全体的に超勤は減少しているようであるが、その理由はどのように考えているか。

(当局) 事務部門については、業務分担の見直しや効率化を図ったことにより超過勤務を縮減できたものとする。技術部門は、特に道路部門において、昨年度は道東道の開通に向けたイベントの開催対応があったため、関係する課所において超過勤務が多い状況であったが、今年はそういったイベントがないことから落ち着いたものとする。

（職員団体） 各種健康診断の結果に基づく再検査の受診状況について聞きたい。

（当 局） 令和6年度の受診率は前年度より下がっている状況である。職員の健康安全管理は非常に重要なことであるので、管理者に対しては、職員の勤務状況を見ながら、業務の配分を含めたサポートをするよう指導していきたい。

（職員団体） ハラスメントが起きない職場にするための予防策として取り組んでいることはあるか。

（当 局） ハラスメントについては、上司や部下に限らず、同僚同士に関してもコミュニケーションを取り、信頼関係を構築することが大切であると考えている。また、知識を正しく身につけることが重要であると考えており、各種会議や研修会により周知啓発を図っている。

（職員団体） 育児休業等について、取得対象となった者がしっかりと活用できる職場環境の整備が必要であると考えがいかがか。

（当 局） 育児休業等については、あらかじめ計画を立てることが可能であることから、状況を把握した段階で健康管理者から両立支援制度についての説明を事前に行っているところである。今後も引き続き丁寧な説明を行うとともに、そういった状況を話しやすい雰囲気づくりを進めていきたい。

※文責は釧路開発建設部当局（今後修正があり得る）

交渉議題に係る回答メモ
(2026年度勤務条件改善に関する要求)

令和7年7月25日

1 超過勤務の縮減について

超過勤務の縮減については、職員のワークライフバランスを実現する上で、重要な課題であり、引き続き、職員の意識改革を含む働き方改革に取り組む必要があると考えている。

本来、業務は勤務時間内で処理することが望ましいと考えるが、業務の性質や時期によっては、超過勤務が避けられない場合がある。

当部としては、職場の超過勤務の実態等を踏まえ、業務運営の一層の簡素・効率化を図り、業務の円滑な進行管理を行うとともに、週休日及び休日出勤の縮減、定時退庁日における定時退庁の励行、フレックスタイムなど効率的な働き方の促進等により、超過勤務の縮減に努めているところである。

また、超過勤務を行う場合には、人事院規則等に定められた上限時間を踏まえるとともに、職員の健康を害しないように考慮しているところであり、今後とも、この点に十分留意し、勤務間インターバルの確保やきめ細かな業務の進行管理に努めるよう、管理者を指導していきたい。

2 職員の健康安全管理について

健康安全管理は、職員が職務を遂行する上で重要な問題であると認識しており、当部としては、毎年度策定する「健康安全管理計画」に基づき、各種の健康安全教育のほか、定期健康診断等による健康管理、職場の安全点検等による安全管理を計画的に推進し、職員の健康の保持増進と安全の確保を図っているところである。

令和7年度の計画においては、引き続き、心の健康づくり、生活習慣病対策等、長時間の超過勤務を行った職員の健康管理、公務上災害の防止を重点に取り組むこととしている。また、計画作成に際しては、広く職員の意見等を聴き、必要な措置を講じていくこととしている。

心の健康づくりについては、引き続き、ストレスチェックやメンタルヘルス教育の実施により心の不健康な状態の未然防止に取り組むとともに、健康管理医（精神科医）やカウンセラーによる心の健康相談を実施する。職員の職場復帰に当たっては、人事院の指針に沿った円滑な職場復帰支援策を進めていく。

3 ハラスメントが行われない職場環境の整備について

ハラスメントについては、一般的に、職員の人格と尊厳を侵害し、勤労意欲を減退させるほか、職場内の秩序を乱し、職場の活力低下を招くなど、職場環境が害される要因となるものであり、その防止に努めていく必要がある。

ハラスメントの防止に当たっては、管理者・職員の双方において、ハラスメントに関する問題意識と具体的な行為に関する認識を共有することが重要であり、各種の会議や研修等の機会を捉えて周知啓発を図るなどして、良好な職場環境づくりに努めていく考えである。

4 育児休業等を取得しやすい職場環境の整備について

職員が仕事と家庭生活の調和を図ることができるよう職場全体で支援していくことは、当部としても重要であると考えている。

当部においては、「女性職員活躍と職員のワークライフバランスの推進のための国土交通省取組計画」に基づき、男女問わず職員が責任と誇りをもって生き生きと働けるような環境づくりを目指し、取組を推進しており、各種両立支援制度について、管理者に対し、各種会議、研修等の場で、ワークライフバランスの意義を含め周知しているほか、管理者・職員の双方に対しては、制度の内容、意識啓発リーフレット等をイントラネットへ掲載し周知しているところである。

また、各職場の管理者に対しては、関係職員へ適時・適切に両立支援制度の情報提供を行うとともに、休業者等に係る業務の処理方策を早期に検討するなど、制度を活用しやすい職場環境づくりに努めるよう、引き続き指導していく考えである。